

茨城県教育委員会ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県教育委員会広報媒体広告掲載要綱（以下「要綱」という。）により取り扱う広告のうち、茨城県教育庁総務企画部総務課（以下「総務課」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「茨城県教育委員会ホームページ」（以下「県教育委員会ホームページ」という。）とは、茨城県教育委員会の広報を目的として総務課が作成・管理・運営するホームページをいう。

2 この要領において、「バナー広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置、枠数及び規格は、原則として次の表のとおりとする。

位置	県教育委員会ホームページトップページ内の県が定めた場所
枠数	最大15枠程度
規格	・ 大きさ 縦40ピクセル×横150ピクセル ・ データ形式 J P E G、G I FもしくはP N G ・ データ容量 50K B以下 ・ 画像は静止画像とすること

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、教育行政広報としての公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないものとし、要綱第3条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (3) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- (4) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (5) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) その他広告として適当でないと要綱第5条第1項に定める広報媒体運営委員会（以下「委員会」という。）が認めるもの

(業種又は事業者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当するもの又は風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 消費者金融に関するもの
- (3) 賭博・ギャンブルに関するもの
- (4) 法令に定めのない医療に類似する行為を行うもの

- (5) 取扱商品等の性質上、消費者とのトラブルが生じるおそれのあるもの
- (6) 法令等に違反した者
- (7) 県から指名停止措置を受けている者
- (8) 消費税（地方消費税を含む。）及び県税を滞納している者
- (9) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者
- (10) その他広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと委員会が認めるもの

（バナー広告における禁止表現）

第6条 バナー広告における表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該バナー広告は掲載しないものとする。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 県の情報と錯誤するおそれがある表現又は画像を使用したもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) 実際には機能しないもの
- (5) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

（バナー広告の掲載期間）

第7条 バナー広告を掲載する期間は、原則として1年を単位とする。ただし、枠数に空きがあり、総務課が再募集を行う場合は、この限りではない。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日又は掲載終了日が茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に定める県の休日に当たる場合は、県の休日の翌日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

（バナー広告の募集）

第8条 バナー広告の募集は、総務課が行う。

- 2 バナー広告掲載を希望する者は、総務課の定める募集期間内に、バナー広告案等を添えて県教育委員会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を総務課に提出するものとする。

（掲載の決定）

第9条 総務課は、前条第2項による申込みを受けた場合は、第4条から第6条までの規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 総務課は、前項の規定により掲載の可否を決定したときには、県教育委員会ホームページバナー広告掲載（不掲載）結果通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。
- 3 総務課は、提出されたバナー広告案の内容が第4条から第6条までの規定に反すると判断した場合は、当該申込者に対して修正を求めることができる。

（広告掲載契約の締結）

第10条 県教育委員会は、広告主と広告掲載について、県教育委員会ホームページバナー広告掲載契約書（様式第3号）により契約を締結するものとする。

（バナー広告の提出）

第11条 広告主は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、総務課に提出するものとする。

2 前項の規定により提出されたバナー広告原稿の修正については、第9条第3項の規定を準用するものとする。

（広告掲載料）

第12条 広告掲載料は1枠あたり月額6,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告主は、前項に規定する広告掲載料を、総務課が指定する日までに、総務課の発行する納入通知書により納付するものとする。

（掲載の取消し）

第13条 総務課は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができるものとする。

（1）第4条から第6条までの規定に反すると判断したとき

（2）その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと総務課が判断したとき

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、総務課は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、総務課は、掲載料の減額又は還付は行わないものとする。

4 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、総務課は、広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

（掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、県教育委員会ホームページ広告掲載取下げ届出書（様式第4号）により総務課に申し出なければならない。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、総務課は広告掲載料の減額又は還付は行わないものとする。

（県教育委員会ホームページの停止）

第15条 総務課は、1日を超えて県教育委員会ホームページの運営を停止した場合は、広告掲載料を減額または還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ期日を告知し、機器等の保守又は工事を行う場合、天災、事変その他の非常事態が発生した場合、又はその他公務上やむを得ない場合により、総務課等が県教育委員会ホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の減額又は還付は行わないものとする。

（広告内容等の変更）

- 第16条 広告主は、広告の内容若しくはバナー広告のデザイン又はその双方を変更しようとする場合は、総務課にあらかじめ協議した後、第11条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、総務課へ提出するものとする。ただし、バナー広告のデザイン変更については、1年あたり2回を上限とする。
- 2 前項の規定により提出されたバナー広告原稿の修正については、第9条第3項の規定を準用するものとする。
 - 3 総務課は、必要に応じ広告主にバナー広告のデザインの変更を求めることができる。

(リンク先のURLの変更)

第17条 広告主は、バナー広告のリンク先のホームページのURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、総務課に届け出るものとする。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容その他バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。
- 2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 3 広告主は、バナー広告のリンク先のホームページについて、アクセシビリティに配慮したページとなるよう努めなければならない。

(その他)

- 第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、総務課と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、総務課が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年7月17日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年2月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年12月2日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年2月3日から施行する。

様式第1号

茨城県教育委員会ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

茨城県教育庁総務企画部総務課長 殿

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
代表者職氏名

茨城県教育委員会ホームページへの広告の掲載について、下記のとおり申込みます。

なお、申込みにあたっては、「茨城県教育委員会広報媒体広告掲載要綱」及び「茨城県教育委員会ホームページバナー広告掲載取扱要領」の内容について承諾します。

記

- 1 広告主の概要（広告主の業種等）
- 2 リンク先ホームページの URL
- 3 掲載希望期間
- 4 連絡先
 - (1) 担当者氏名
 - (2) 電話番号
 - (3) メールアドレス
- 5 添付資料
 - (1) バナー広告（案）電子データ
 - (2) 会社概要資料
- 6 誓約事項



茨城県教育委員会ホームページバナー広告取扱要領の第5条「業種又は事業者」の各号に定められたいずれの項目にも該当しません。

※上記内容を確認し、左側のボックスをクリックして（または手書きで）チェックを入れてください。

(バナー広告主) 殿

茨城県教育委員会ホームページバナー広告掲載（不掲載）結果通知書

年 月 日付けで申込みのあったバナー広告掲載について、以下のとおり審査の結果を通知します。

審査結果	掲載 ・ 不掲載
	(不掲載の場合の理由)

様式第3号

茨城県教育委員会ホームページバナー広告掲載契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県教育委員会ホームページトップページ（以下「県教育委員会ホームページ」という。）における広告に関し、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、「茨城県教育委員会広報媒体広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）及び「茨城県教育委員会ホームページバナー広告掲載取扱要領」（以下「要領」という。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲は、県教育委員会ホームページにバナー広告（以下「広告」という。）枠を設け、乙の広告を掲載し、乙の指定するホームページにリンクさせるものとする。

（掲載期間）

第2条 甲が乙の広告を掲載し、乙の指定するホームページにリンクさせる期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（広告掲載料の納付）

第3条 乙は広告掲載料として、6,000円（消費税及び地方消費税を含む）に掲載月数を乗じた額を甲に支払うものとする。

2 乙は広告掲載料を、甲が発行する納入通知書により指定の期日までに納付するものとする。

（広告の内容等）

第4条 県教育委員会ホームページに掲載することができる広告及びリンク先のホームページの内容（以下「広告内容等」という。）は、要綱及び要領の規定を適用するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第5条 広告は乙が作成し、その費用は乙が負担するものとする。

（事故発生時の報告）

第6条 乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じた場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（広告内容等の変更）

第7条 甲は、広告内容等が法令又はこの契約に違反し、又は違反のおそれがあると判断したときは、乙に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 前項に定める場合の他、甲は、必要に応じ乙に対して広告のデザインの変更を求めることができる。

3 乙は、広告内容等を変更しようとする場合は、甲にあらかじめ協議するものとし、第5条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。ただし、広告のデザインの変更については1年あたり2回を上限とする。

4 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、要領第9条第3項の規定を準用する。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 前条の規定による広告内容等の変更に応じないとき
- (3) その他、この契約に違反したとき

2 乙は、自己の都合により県教育委員会ホームページへの広告掲載を取り下げ場合は、県教育委員会ホームページ広告掲載取下げ届出書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合には、広告掲載料の減額又は還付は行わないものとする。

(広告掲載料の減額または還付)

第9条 要領第15条第1項の定めにより甲が表示すべき広告を表示しなかった期間が1日を超えるとき、又は特別の事由があるときは、甲は広告掲載料を減額又は還付するものとする。ただし、次の各号に掲げる理由により甲が県教育委員会ホームページの運営を一時停止した場合は、本項の規定は適用しないものとする。

- (1) あらかじめ期日を告知し、機器等の保守または工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公務上やむを得ない場合

2 前項の場合において広告掲載料を減額又は還付する額は、日額200円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、当該金額に掲載しなかった日数を乗じた額とする。ただし、1か月につき6,000円を上限とし、既に納付された広告掲載料を還付する場合、還付する金額には利息を付さないものとする。

(広告主の責務)

第10条 乙は、広告及びそのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、甲に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、乙の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

(リンク先のURLの変更)

第11条 乙は、広告のリンク先のホームページのURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、甲に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(契約の費用)

第 14 条 この契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 15 条 乙は、組織または集団の威力を背景に集団的または常習的に暴力問う不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求または納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(裁判管轄)

第 16 条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第 17 条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

甲

茨城県教育委員会教育長

住所

乙

氏名

様式第4号

茨城県教育委員会ホームページ広告掲載取下げ届出書

年 月 日

茨城県教育庁総務企画部総務課長 殿

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城県教育委員会ホームページへの広告の掲載について、下記のとおり取下げを届け出ます。

記

1 取下げ希望時期

年 月から

2 連絡先

(1) 担当者氏名

(2) 電話番号

(3) メールアドレス